



凍結・破損事故を防ぐために 水道管の冬支度

本格的な寒波が訪れる時期になりました。毎年この時期には各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発し、十分な給水ができないことがあります。このような事故を防ぐため、水道管にも冬支度をしましょう。

**水道管は寒さが苦手
冬は凍結防止対策をお願いします**

気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍り、破損することがあります。屋外で次のような場所は水道管が凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- むき出しになっている水道管
- 家の北側などで、日の当たらない場所の水道管
- 風当たりの強い場所の水道管

水道管の凍結防止方法

防寒材の取り付け方

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて凍結を防止してください。

凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけましょう。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますのでご注意ください。

破損したとき

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の指定給水装置工事業者へ、修理を依頼してください。

水道部からのお願い

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は取り扱っていませんのでご注意ください。



※量水器（メーター）より内線（宅内）側で、破損（漏水）により発生した水道の料金は、原則としてお客様負担となりますので、十分にお気をつけください。

悪質業者の訪問にご注意を

市内において「水道部から委託を受け、水道メーターの交換に来た・水道メーターの点検をさせてほしい・水質検査をさせてほしい」などと言って、各家庭を訪問する悪質な業者がいるとの情報が寄せられています。

水道部では、このような委託をしたときは、対象の家庭に事前に通知を送付するか、電話で連絡をしています。

不審に思った場合、家の中に入らず、身分証明書（提示を求めていただく）か、水道部施設課へお問い合わせください。

問い合わせ

検針・開閉栓・料金などは

業務課 ☎24・00003 FAX24・00007

漏水・給水工事については

施設課 ☎24・00002 FAX24・00006

償却資産申告書の提出をお願いします

市内で事業をしているすべての人(法人・個人)は必ず償却資産の申告を期日までに行ってください。償却資産とは、事業のために使用する構築物・機械器具・備品などの有形資産をいいます。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は課税対象となりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となり申告が必要です。

◆対象者

会社・工場・商店・駐車場・アパート経営など、市内で事業を行っているすべての事業主

◆課税の対象例

- ①**構築物**〈駐車場などに使用しているアスファルト舗装・車止めなどの設備・広告塔・門・塀・その他土地に定着する土木設備など〉
- ②**機械・装置**〈工作機械・印刷設備・土木建設機械(ブルドーザなど)・公衆浴場設備(かま・温水器など)・その他各種製造設備などの機械類〉
- ③**車両・運搬具**〈フォークリフト・構内運搬具・その他車両運搬具など〉
※自動車税の対象となる車両は除く。
- ④**工具・器具・備品**〈ミシン・事務用備品(机・棚・パソコン・エアコンなど)・理容美容器具(化粧台・鏡など)・遊戯器具(ゲーム機・パチンコ台など)・看板・医療用器具(診療台・レントゲン機器など)その他各種工具・器具など〉

※リース機器などは、貸与主が課税の対象となりますので、所定の欄にリース先の記入が必要です。

◆注意事項

平成20年度税制改正により、機械・装置の耐用年数が大きく変わっています。今後は改正後の耐用年数で申告してください。また、従前の資産についても改正後の耐用年数が適用されますので、該当する場合は修正の申告が必要です。

◆提出締切日

1月31日(休)

※締め切り間際は申告が集中しますので、なるべくお早めの申告にご協力ください。

◆申告書の入手方法

12月中旬に発送します。

届かない場合はご連絡ください。市ホームページからもダウンロードできます。

◆提出方法

申告書に必要事項を記入の上、課税課または各支所振興課に郵送またはご持参ください。詳しくは償却資産申告の手引きをご参照ください。

※便利な電子申告(eL-TAX)もご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9614 FAX 22-9618

第53回伊賀地区駅伝競走大会 参加チーム募集

職場や地域、学校などで仲間を集めてぜひご参加ください。

【とき】 1月27日(日)

◎開会式 午前8時30分〜

◎スタート

午前10時

▶男子の部▶ 午前10時

▶女子・中学男子・中学女子の部▶

午前10時10分

【コース】 ゆめドームつえの北側

道路(スタート・ゴール)〜ゆめ

が丘〜友生地区周辺

※詳しくは市ホームページでご確

認いただくか、お問い合わせく

ださい。

【区間】

▶男子の部▶

6区間…23.0km

▶女子・中学男子・中学女子の部▶

5区間…13.2km

【チーム編成・参加資格】

▶男子の部▶

監督1人、選手9人以内(伊賀

地区に在住・在勤・在学の人)

※中学生を除きます。

※1区・2区は、右記に該当する

女子が参加できます。

※大学生・高校生は、1チーム2人まで参加できます。

▶女子の部▶

監督1人、選手8人以内(伊賀

地区に在住・在勤・在学の人)

※中学生を除きます。

▶中学男子・中学女子の部▶

監督1人、選手8人以内(伊賀

地区の中学校に在籍の人)

※申し込みは学校単位とします。

【参加料】(1チーム)

▶男子の部▶ 10,000円

▶女子の部▶ 5,000円

▶中学男子・中学女子の部▶

3,000円

【申込方法】 スポーツ振興課にあ

る申込書に参加料を添えて、申し

込んでください。申込書は市ホーム

ページからもダウンロードできます。

【申込期限】

1月8日(火) 午後5時厳守

*チーム関係車両(応援)のコー

ス乗り入れと中継点付近への

駐車は絶対しないでください。

※伊賀地区駅伝競走大会は、毎年

1月の最終(日)に開催しています。

【問い合わせ】 スポーツ振興課

☎ 47・1284 FAX 47・1290

